

二宮町プロモーション動画キャラクターのイラスト使用に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、二宮町プロモーション動画「菜の花畑のニーノ」に登場するキャラクター「ニーノ」と「ミーヤ」の町が提供するイラスト（以下「キャラクターイラスト」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用の範囲)

第2条 キャラクターイラストは、その使用に関し次の各号のいずれかに該当する場合を除き、何人も使用することができる。

- (1) 町及び町民活動の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあるとき。
- (2) 法令又は公序良俗に反するおそれがあるとき。
- (3) 特定の政治、思想及び宗教の活動に利用し、又は利用するおそれがあるとき。
- (4) 自己の商標又は意匠とするなど、独占的に使用し、又は使用するおそれがあるとき。
- (5) その他町長が不適當な使用と認めたとき。

(使用承認申請等)

第3条 キャラクターイラストの使用を希望する者（以下「申請者」という。）は、二宮町プロモーション動画キャラクターイラスト使用承認申請書（第1号様式。以下「使用承認申請書」という。）に必要な書類を添付して町長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 町が業務のために使用するとき。
- (2) 町立の小学校及び中学校が教育の目的で使用するとき。
- (3) 報道機関が報道又は広報の目的で使用するとき。
- (4) 非営利目的の事業で使用するとき。
- (5) 著作権法（昭和45年法律第48号）第30条に規定する私的使用を目的とするとき。
- (6) その他町長が適當と認めたとき。

(使用承認等)

第4条 町長は、前条の規定により使用承認申請書の提出があったときは、その内容について審査を行い、使用の承認又は不承認について決定し、二宮町プロモーション動画キャラクターイラスト使用（変更）承認（不承認）通知書（第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

2 前項の規定により使用を承認する場合において、町長は使用条件を付すことができる。

(使用期間等)

第5条 キャラクターイラストを使用できる期間は、町長がその使用を承認した日から起算して2年を経過する日以後の最初の3月31日までを限度とする。

2 キャラクターイラストを使用できる期間を経過した後もその使用を続けようとする者は、再度使用承認申請書を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

(使用料)

第6条 キャラクターイラストの使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第7条 キャラクターイラストの使用承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用承認を受けた内容にのみ使用し、町長が付した条件に従うこと。
- (2) 使用承認を他に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) キャラクターイラストのイメージを損なう使用をしないこと。
- (4) キャラクターイラストの下部等適切な位置に、町が別表で示すキャラクターイラストの著作権者名等のいずれかを表示すること。
- (5) 商品等で使用する場合は、関係法令を遵守すること。
- (6) 商品等で使用する場合は、キャラクターイラストを使用して物件を作成又は製造するにあたり、著作者の意見を聴き、同意のもとで作成又は製造すること。
- (7) キャラクターイラストを使用して作成し、又は製造する物件(以下「使用物件」という。)が完成したときは、速やかに当該使用物件を町長に提出すること。ただし、使用物件の提出が困難である場合は、当該使用物件の写真等を提出すること。

2 第3条各号に掲げる承認を要しない使用をしようとする者についても、前項第3号を遵守しなければならない。

3 第3条各号に掲げる承認を要しない使用をしようとする者についても、原則、第1項第4号に規定する通り、イラスト下部等へ著作権者名等を表示するものとする。

(報告義務)

第8条 使用者は、キャラクターの使用に関する事項について、町長から資料の提出又は報告を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。

(承認内容の変更等)

第9条 使用者は、承認された内容を変更しようとするときは、あらかじめ、二宮町プロモーション動画キャラクターイラスト使用変更承認申請書(第3号様式)を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 第4条の規定は、前項の承認について準用する。

3 使用者は、変更申請の承認後についても、第7条の規定を遵守しなければならない。

(使用承認の取消し等)

第 10 条 町長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用承認を取り消すことができる。

(1) この要領に違反したとき、又は違反することが判明したとき。

(2) 申請に虚偽又は不正があったとき。

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、町長が不相当と認めるとき。

2 町長は、前項の規定により使用の承認を取り消したときは、その使用者に二宮町プロモーション動画キャラクターイラスト使用承認取消通知書（第 4 号様式。以下「使用承認取消通知書」という。）により通知するものとする。

3 第 1 項の規定により使用の承認を取り消された者は、使用承認取消通知書の通知があった日以後、当該使用物件を使用してはならない。

4 町長は、第 1 項の規定により使用の承認を取り消したときは、その使用者に対し、当該使用物件の回収を求めることができる。

5 町長は、第 3 条ただし書の規定により使用承認申請を行わない者が第 1 項各号に該当すると認めるときは、当該キャラクターイラストの使用を禁止し、当該使用物件の回収を求めることができる。

(責任の制限)

第 11 条 前条の規定によりキャラクターイラストの使用を取り消した場合において、使用者に損害が生じても、町はその責めを負わない。

2 使用者がキャラクターイラストの使用によって本人又は第三者に対して損害又は損失を与えた場合であっても、町は損害賠償、損失補償その他の法律上の責任を一切負わない。

(権利の設定の禁止)

第 12 条 使用者は、キャラクターイラストについて、意匠法（昭和 34 年法律第 125 号）に基づく意匠の登録、商標法（昭和 34 年法律第 127 号）に基づく商標の登録及び知的財産に関する一切の権利の設定又は登録をしてはならない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第 13 条 使用者は、承認によって生ずる権利又は義務を第三者に貸与、譲渡又は承継させてはならず、承認に基づくキャラクターイラストの使用権を第三者に対し、承認してはならない。

(争論等の解決)

第 14 条 キャラクターイラストの使用に関し、論争又は訴訟が生じたときは、使用者の責任と費用負担において解決するものとする。

(損害賠償)

第 15 条 使用者のキャラクターイラストの使用において、町に損害が生じたときは、町はその損害の賠償を請求することができる。

(その他の事項)

第 16 条 この要領に定めるもののほか、キャラクターイラストの使用に関して必要

な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要領は、平成 28 年 7 月 1 日から施行する。

別表 キャラクターイラストの著作権者名等

©東京ハイジ／二宮町
©TOKIOHEIDI/Ninomiya Town
©tokioheidi/Ninomiya Town
©TKH/Ninomiya Town